

「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）」 に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

特 許 庁
審査第一部意匠課

「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）」に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に運用方針案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜要約いたしております。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成 26 年 10 月 29 日（水）～平成 26 年 11 月 28 日（金）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 2 件

内訳（個人 2 件）

以上

「ロカルノ協定に基づく国際意匠分類の運用方針（案）」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
2. 国際意匠分類の運用方針 (2) 国内出願に対する国際意匠分類の付与運用			
1	国際意匠分類に揭示されている物品には定義がないことから、各分類に該当する物品群についての定義と具体的物品についての定義は、必要に応じて行ってほしい。	御指摘の趣旨は、国際意匠分類の小類（サブクラス）ごとに作成する分類定義に加え、そこに含まれる個々の物品についても定義を作成すべき、との御意見と理解しますが、国際意匠分類の付与運用においては、日本意匠分類の付与運用と同様、一定の物品群に対応した小類ごとに分類定義を作成することにより行い、当該分類定義には、その小類に含まれる代表的な物品の例示を含む形式とする予定です。	1 個人
3. 国際意匠分類の修正又は追加に関する対応			
2	加盟後は、専門家委員会において、国際分類上の物品名の表示が不適切であったり、不十分であったりした現行分類の改正を求めていくという姿勢には賛成であり、期待する。	運用方針案の内容を支持する御意見であると理解します。	1 個人
その他			
3	諸外国・組織の意匠制度では、意匠出願人に国際意匠分類の記載を義務付けまたは求めている国等があり、また、実体審査を経ない国等においては、優先権主張を伴って日本への意匠出願をする際に、当該官庁が付与または認めた国際意匠分類がわかっている場合があります。 上記のような背景を前提として、少なくとも外国から日本へ意匠出願する際には、願書に「【国際意匠分類】」の記載欄を作り、意匠登録出願人が、任意で国際意匠分類を記載することができるよう認め、その記載された分類は、必ず意匠公報に掲載される（併記される）ような省令改正・意匠実務運用をお願いしたい。	事前の意匠権調査等における利便性及び確実性を確保するため、我が国特許庁において、一定の定義に基づく安定した国際意匠分類を付与することが適切と考えます。	1 個人

番号	寄せられた御意見の内容	御意見に対する考え方	提出者
4	J P Oは、ロカルノ協定第2条(1)に規定する「適当と認める国際分類の法的範囲を定めることができる。」を加盟国に裁量権の行使を許容していると解し、わが国の現行分類の範疇を超えた新物品の導入は全く考慮していないとすれば、これは非国際的な選択肢といわねばならない。 わが国では、“typography”について、いずれの実定法によっても保護されていない。 立法論としては、わが国がジュネーブ改正協定とロカルノ協定という意匠に関する2つの国際条約に加盟したことを機運に、意匠法による保護への導入の方向性を審議してもよいのではなかろうか。	ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定は、協定締約国に対して、意匠の保護対象についての直接的な義務を課すものではありません。 我が国意匠法の保護対象の在り方については、継続的な検討課題であると認識しています。	1 個人